

会則「第5章 評議員および評議員会」の改定 新旧対照表①

	(旧)	(新)
第29条 (評議員)	<p>評議員は次の事項をつとめる。</p> <p>自主活動である同期会開催などにより、同級生の消息を把握し、本会の活動状況などを伝達するとともに意見を聴取して、評議員会で伝えるなど本会と同期会との連絡役として、本会の活性化に寄与する。</p> <p>自主活動である研究室同門会との連絡役として、1項と同様な活動により本会の活性化に寄与する。</p> <p>学生部会の連絡役として、1項と同様な活動により本会の活性化に寄与する。</p>	(変更なし)
第30条 (評議員の選出)	<p>評議員は原則として次の通り会長が委嘱する。</p> <p>各卒業年度の会員中より若干名(100名未満は1-2名、100名以上は3名)</p> <p>自主活動である各研究室同門会の幹事または世話人より1名</p> <p>学生委員全員</p>	<p>評議員は原則として次の通り会長が委嘱する。</p> <p>各卒業年度の会員中より若干名(目安:100名未満は1-2名、100名以上は3名)</p> <p>自主活動である各研究室同門会の幹事または世話人より1名</p> <p>学生委員全員</p>

1

会則「第5章 評議員および評議員会」の改定 新旧対照表②

	(旧)	(新)
第31条 (評議員の任期)	<p>評議員の任期は、学生評議員を除き、本人が辞退しない限り無期限とし、辞退する場合は、事前に後任を推薦するものとする。任期の途中で欠員を生じた場合は、直ちに後任者を決定し、その任期も無期限とする。</p>	<p>評議員の任期は、学生評議員を除き、就任後第2回目の定期総会までとし、重任を妨げない。任期の途中で欠員を生じた場合は、直ちに後任者を決定する。この場合任期は前任者の残余期間とする。学生評議員の任期は、当該学年度とする。</p> <p>なお、会長は委嘱した評議員が任期中において役割の遂行に支障がある状態になった場合はこれを解嘱することができる。</p>
第32条 (評議員会)	<p>本会との連絡機関として評議員会を設置する。会長が召集し、原則として定期評議員会を開催する。必要により臨時評議員会を開くことができる。評議員会では、本会の活動状況を伝達し、また評議員より本会に対する会員の意見を聴取するなど本会の活性化に寄与する。</p>	(変更なし)

2